

根拠法令条項

- 土地改良法第8条第4項第1号、第18条第3項、第7項、第13項及び第18項、第26条第2項、第30条第5項、第42条、第44条第1項及び第3項、第48条第3項及び第9項、第49条第1項第2号、第53条の3第1項第2号イ、第57条の5第1号及び第3号、第57条の9第1項及び第2項第57条の10第1項、第3項第1号及び第4項、第57条の11第1項及び第4項、第57条の13、第72条第5項、第85条第1項、第85条の2第1項、第85条の3第1項及び第6項、第87条の2第1項及び第4項、第87条の3第1項第2号及び第3号、第87条の4第1項、第87条の5第1項、第88条第1項、第6項、第15項第2号及び第19項、第90条第1項及び第2項、第93条の2第2項、第95条第3項、第95条の2第2項、第96条の3第2項、第96条の4第1項、第111条の28、第125条並びに第126条
- 農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項
- 農業経営基盤強化促進法第9条、第22条の6第1項
- 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第5項
- 独立行政法人水資源機構法第13条第4項
- 地域再生法第17条の17第5項第5号
- 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第13項第1号ハ
- 東日本大震災復興特別区域法第52条第1項
- 福島復興再生特別措置法第17条の19第3項第10号
- 大規模災害からの復興に関する法律第16条第1項
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項第3号ホ及び第4号ハ
- 土地改良法施行令第48条の2、第48条の3の2第1号ロ、第50条の2の11の2第1号ロ
- 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条第1項第4号